

## 脳性麻痺当事者による障害者運動と生命倫理

- 「関係性の学」としての社会福祉学と生命倫理学との融合の視点から -

福岡教育大学 保条 成宏 (6046)

キーワード：障害者運動 生命倫理 「関係性の学」

## 1. 研究目的

高度経済成長期には、経済活動への国民の総動員に向けてその能力主義的・選別主義的階層化・序列化が進行し、中・軽度障害者に対象を限定した職業的リハビリテーションが偏重された。こうしたなか、大多数の脳性麻痺者は、その全身性障害のゆえに、労働市場への定位が不能とされ低水準の福祉を甘受するしかなかったうえ、さまざまな偏見・差別にさらされ、親さえをも含む非障害者との「関係障害」 個として相互にその尊厳を承認しさえあう人間本来の関係性に歪みや破れが生じる状態 により社会的に排除されていた。このような状況に抗して脳性麻痺当事者の障害者運動として生存権保障の確立を追求したのが青い芝の会であった。特に1970年代の青い芝の会は、脳性麻痺者を偏見・差別・抑圧の対象とする非障害者の自己本位性を衝く「告発型」の障害者運動を展開していくなかで、例えば障害胎児の選択的人工妊娠中絶の推進に向けた優生保護法改正に反対する運動など、非障害者本位主義に立つ社会の能力主義・選別主義に対して生命倫理上の問題提起を行った。

私見によれば、社会福祉学と生命倫理学は、人間が他者やそのいのちと真摯に向き合いつながら実践に寄与すべき「関係性の学」である。そこで、本研究では、このふたつの学問を融合させた視点から、特に青い芝の会がその告発型運動の展開過程で経験した非障害者との関係障害や、この経験を基にして非障害者の「内なる優生思想」に対する批判を強めていった点に着目する。そのうえで、今日でもなお根強く存在する能力主義・選別主義やこれに依拠した優生思想へのアンチテーゼとなる社会原理を模索してみたい。

## 2. 研究の視点および方法

本研究では、高度経済成長期終盤に建設が実現した終身収容施設「東京都立府中医療センター」で人権侵害が生じ、青い芝の会が入所者による施設改善要求などの運動を支援していくことを通して告発型運動を展開した過程を検証した。そして、この過程で青い芝の会がセンターの福祉労働者、入所者の親、運動支援者などの非障害者とのあいだに多重的な関係障害を経験した点をとらえたうえで、同会の告発型運動の支柱となった横塚晃一が特に のような脳性麻痺者とその親との関係障害を問題視していた点に着眼した。横塚は、同時期に横浜で発生した母親による脳性麻痺児殺害事件をも視野に入れつつ、そのような関係障害のなかに親が自らの子である脳性麻痺者を「本来あってはならない存在」とする心性、すなわち今日でいう「内なる優生思想」を見出し、これが脳性麻痺者の生命権

を侵害すると指弾した。そして、「内なる優生思想」に支配された非障害者と対峙するため、脳性麻痺者が「障害者以外は全て苦しみも悩みもない完全な人間のように錯覚し、健全者を至上目標とする」ものとしての「健全者幻想」から脱却し、自らには「他の人にはない独特のものがある」と自己主張すべきであるとした。

横塚の思想においては、脳性麻痺者がそのインペアメントへの否定感情から自己を解放することが当為として前提になっている。しかし、むしろインペアメントへの否定感情の自由な発露こそ、自己解放そして自己肯定につながるのではあるまいか。そして、障害者のインペアメントへの否定感情と非障害者の「内なる優生思想」とが呼応しつつ自然に発露し向き合うなかで後者が自然融解に至るような関係性こそ、構築されるべきであろう。結局のところ、「内なる優生思想」に真に「内なる」ものはなく、外在的にこれを助長するさまざまな関係障害や、さらにはこの背後にある社会的な制度やシステムこそが問題視されるべきである。例えば、横塚の思想の根源には、「働くことは人間としての資格なのだ」と教え諭した父とのあいだの関係障害が看取されるが、この背景には、高度経済成長に向けて個々の国民をその労働能力に基づき階層化・序列化するシステムが稼働し始めていた事実があったといえる。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、青い芝の会の機関誌その他の資料・文献に基づいて行ったものであり、その過程では「一般社団法人日本社会福祉学会 研究倫理指針」を遵守した。

### 4. 研究結果

優生思想に基づく社会システムや制度へのアンチテーゼとして、「能力」を個人の次元で絶対視せず、他者との関係性において相対視する社会原理を確立していたために、社会福祉学と生命倫理学が協働して取り組むべき課題として、次の2点を抽出した。

生命権は、個人の存在性という事実のみに基礎づけられた一身専属的かつ絶対的なものである。これに対して、個人の能力は、多様な個々人の連帯・共生の関係性の中ではぐくまれ、かつ生きるのであり、自己完結せず相対的なものに過ぎない。これらを前提として、個人の能力を基準にその「生命の質」を評価することへのアンチテーゼを立てる必要がある。

生存権は、生命権を基盤としつつもこれとは異なり、個として相互にその尊厳を承認しさえあう人間本来の関係性に依存するところが大きく相対的なものであって、それゆえに「生活(生存)の質」が問題となりうる。その質を保障するためには、多様な個々人の連帯・共生の関係性を構築する人間的営為が不可欠である。しかしながら、こうした人間的営為は、個人の能力が連帯・共生の関係性の中ではぐくまれるというその本質を無視して専有・濫用されることにより阻害されるのであり、これに対するアンチテーゼを立てる必要がある。